別記様式（第13条関係）　（第１面）

←…… 12センチメートル ……→

第　　号

立入検査身分証明書

写真

職　名

氏　名

印

生年月日　　年　　月　　日生

8センチメートル

上記の者は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）第38条において読み替えて準用する同法第21条第１項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

年　　月　　日交付

農林水産大臣　㊞　　環境大臣　㊞

（第２面）

愛玩動物看護師法（抄）

（立入検査）

第21条　農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）

第38条　第12条第３項及び第４項、第13条から第15条まで並びに第17条から第27条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、「（中略）」と読み替えるものとする。

（第３面）

第47条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

三　第21条第１項（第38条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

○防衛省令第七号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十九日　　防衛大臣　河野　太郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（試験の方法） **第二十二条**　隊員の採用試験は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。 ２　自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査及び経歴評定を行うことができる。 ３　［略］	（試験の方法） **第二十二条**　隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。 ２　自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。 ３　［同上］
（筆記試験） **第二十六条**　二等陸士、二等海士若しくは二等空士又は自衛官候補生を採用するための筆記試験は、次の各号に掲げる科目につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。 一　国語 二　数学 三　地理歴史及び公民 ２・３　［略］	（筆記試験） **第二十六条**　二等陸士、二等海士若しくは二等空士又は自衛官候補生を採用するための筆記試験は、次の各号に掲げる科目につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度の学力について試験するものとする。 一　国語 二　数学 三　社会 ２・３　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和二年四月二十七日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　防衛大臣は、この省令による改正後の第二十二条第二項及び第二十六条第一項の規定による採用試験の実施に必要な告示その他の準備行為は、この省令の施行の日前においても行うことができる。